

65歳以上の方の介護保険料を改定します

問合せ／介護保険課(☎232-9194)

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険制度の安定した運営を確保するため、必要な介護サービス費用の見込みなどをもとに、3年ごとに見直しを行います。今回は令和3年～5年度の保険料を下表のとおり改定します。

なお、実際に納める保険料は、4月～9月については保険料段階の確定前のため、改定前の保険料となります。10月以降、改定後の保険料をもとに再算定した保険料をお知らせします。詳細は、市ホームページをご覧ください。

保険料段階	対象者	年額保険料(月額保険料)	
		改定前	改定後
第1段階	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している ・住民税非課税世帯で、高齢福祉年金を受給している、または前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	21,240円 (1,770円)	21,960円 (1,830円)
第2段階	住民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が、右のいずれかの方	80万円超120万円以下	35,400円 (2,950円)
第3段階		120万円超	49,560円 (4,130円)
第4段階	住民税非課税世帯だが、本人は非課税で、前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が、右のいずれかの方	80万円以下	63,720円 (5,310円)
第5段階		80万円超	70,800円 (5,900円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が右のいずれかの方	120万円未満	84,960円 (7,080円)
第7段階		120万円以上210万円未満 ※120万円以上190万円未満から変更。	92,040円 (7,670円)
第8段階		210万円以上320万円未満 ※190万円以上290万円未満から変更。	106,200円 (8,850円)
第9段階		320万円以上400万円未満 ※290万円以上400万円未満から変更。	120,360円 (10,030円)
第10段階		400万円以上500万円未満	127,440円 (10,620円)
第11段階	500万円以上600万円未満	134,520円 (11,210円)	139,080円 (11,590円)
第12段階	600万円以上	141,600円 (11,800円)	146,400円 (12,200円)

要介護認定の申請を受付けています

問合せ／介護保険課(☎232-9147)

要介護認定を受けている方の更新申請は、認定の有効期間が終了する60日前から受付けています。引続き介護保険のサービスを利用する場合は、忘れずに申請してください。

有効期間は、介護保険被保険者証に記載されています。申請は、高齢者支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともできます。

なお、新規申請は随時受付けています。

申請に必要な物／申請書、介護保険被保険者証(40～64歳の方は、医療保険被保険者証) ※申請書には、主治医名や医療機関情報を記入する必要があります。主治医名などを確認のうえ、お越しく下さい。 **申込み**／申請書に記入し、直接、介護保険課または各出張所へ ※申請書は、同課、各出張所、市ホームページから入手できます。